

こ けんり 子どもの権利

とくしまけんりつびょういん 徳島県立病院は、(こうしゃ) (公社) にほんしょうにかがつかい 日本小児科学会の「いりょう 医療における こ けんしょう 子どもの憲章」に準拠した「こ けんり 子どもの権利」を守り、いりょう 医療にあたります。

1. ひと 人として大切にされ、じぶん 自分らしく い けんり 生きる権利

あなたは、びょうき 病気や しょう 障がい、ねんれい 年齢に関係なく、ひと 人として大切たいせつにされ、あなたらしく生きる けんり 権利を持っています。

2. こ 子どもにとって いちばん 一番よいこと (こ 子どもの さいぜん 最善の りえき 利益) を かんが 考えてもらう けんり 権利

あなたは、いりょう 医療の場であなただに かんけい 関係することが き 決められるとき、すべてにおいて、しゅうい 周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっともよいことか」を だいいち 第一に かんが 考えてもらえる けんり 権利を持っています。

3. あんしん 安心・あんぜん 安全な かんきょう 環境で せいかつ 生活する けんり 権利

あなたは、いつでも自分らしく けんり 健やかでいられるように、あんしん 安心・あんぜん 安全な かんきょう 環境で せいかつ 生活できる ささ よう支えられる けんり 権利を持っています。もし、あなたが びょうき 病気になったときには、あんしん 安心・あんぜん 安全な場ばで、できるだけ ふあん 不安のない かた ようなやり方で いりょう 医療ケア (けんこう ころやからだの健康のため ひつよう に必要な せわ お世話) を う 受けられます。

4. びょういん 病院などで おや 親や たいせつ 大切な ひと 人と けんり いっしょにいる権利

あなたは、いりょう 医療を受けるとき、とう お父さん、かあ お母さん、か またはそれに代わる ひと 人とできる かぎ 限り いっしょ にいっしょに い いることができます。

5. ひつよう 必要なことを おし 教えてもらい、じぶん 自分の きもち 気持ち・きぼう 希望・いけん 意見を つた 伝える けんり 権利

あなたは、けんこう 自分の健康を守るために まも すべての じょうほう 情報について、あなたに わかりやすい 方法で、せつめい 説明を けんり うける権利を持っています。そして、あなた自身 ほうほう の方法で、じぶん 自分の いし 意見や いけん 意見を つた 伝える けんり 権利を持っています、できるだけ きもち その きぼう 気持ち・いけん 希望・いけん 意見の とお 通りに でき できるように どりよく 努力してもらえます。

6. きぼう 希望どおりに なり ならなかったときに りゆう 理由を せつめい 説明してもらい けんり 権利

あなたの きもち 気持ち・きぼう 希望・いけん 意見の とお 通りに でき することができない場合は、ばあい なぜそうなったのか、その りゆう 理由などについて わかりやすい せつめい 説明を受けたり、その りゆう 理由が なっとく 納得できないときは、さらにあなたの いけん 意見を つた 伝えたりする きかい 機会があります。

7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利

あなたは、病気や障がい、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。

8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利

あなたのからだや病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのものです。あなたらしく生活を守ることを守るために、あなたのからだや病気、障がいに関することが他のひとに伝わらないように守られます。

また、だれかがあなたのからだや病気、障がいのことを他のひとに伝える必要があるときには、その理由とともに伝えてもよいかをあなたに確認をします。

9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利

あなたは、病気や障がいの有無に関わらず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、年齢や症状などにあった遊ぶ権利と学ぶ権利を持っていて、あなたらしく生活することができます。

10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利

あなたは、必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療やケア(気配り、世話など)を受ける権利を持っています。

11. 今だけでなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

あなたは、継続的な医療やケア(気配り、世話など)を受けることができます。また、日々の生活の中でさまざまな立場のおとなに支えてもらう権利を持っています。

令和6年4月1日
とくしまけんびょういんきょく
徳島県病院局